

整理番号		経費の項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
------	--	-------	---

(事業内容)

コピーカウンター料金

	経費の内容	金額(円)	備考
上記事業に 要した経費	コピーカウンター料金	24,163	
		《合計》	24,163

《領収書貼付枠》(原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領収証

笠井和広

様 No. _____

¥ 24,163-

但2019年4月の請求(複合機カウター料金)分として
入金日 2019年 4月 18日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等 (%)

収入
印紙



〒939-8207 富山市布瀬本町4番地の2

有限会社

アイシス潤

TEL 076-420-3111

FAX 076-420-3111

930-0010

2019年 4月20日 締切分 請求No. 00011652

富山県富山市稲荷元町2丁目7-10
サンシャイン88 1F

939-8207 富山県富山市布瀬本町4-12

有限会社 アイ システム

TEL 076-420-3111 FAX 076-420-3112

振込先：富山第一銀行 根室町支店(普)036316

高岡信用金庫 富山支店(普)0691647

北陸銀行 清水町支店(普)4381780

ご不明な点がございましたらご連絡下さい。

※明細欄は税別金額です

笠井 和広 様

(025071)

下記の通り御請求申し上げます

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	消費税	今回御請求額
4,558	4,558	0	22,373	1,790	24,163

日付 伝票番号	商品コード/商品名	数量	単位	単価	金額
03.25 138	振込 富山第一銀行				4,558
04.20 455	複合機 MX2517FN カッター締め				
	2019年2月28日～2019年3月28日使用分				
	9999 モノカ 1枚/2.5円	2,373	枚	2.5	5,933
	9999 カラー 1枚/15円	1,096	枚	15	16,440
	消費税				1,790
	【入金額】				4,558
	【売上額】				22,373
	【外税額】				1,790
	【売上合計額】				24,163

整理番号		経費の項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
------	--	-------	---

(事業内容)

新聞購読料

上記事業に 要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	新聞購読料	3,072	3072×1か月分
	《合計》	3,072	

《領収書貼付枠》(原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

トップ

お支払い (ご利用明細) ▼

リボ・キャッシング ▼

キャンペーン・ポイントサービス ▼

お客様情報の照会・変更 ▼

お申込み (カード付サービス) ▼

楽天グループ (Edy発行/ローン) ▼

2019/04/01	北国新聞スマート	1回払い	¥ 3,072	>
				>
				>
				>
				>
				>
				>
				>
				>
				>
				>
				>
				>
				>
				>
				>
				>
				>
				>
				>
				>
				>
				>
				>

小計: ¥ 344,540

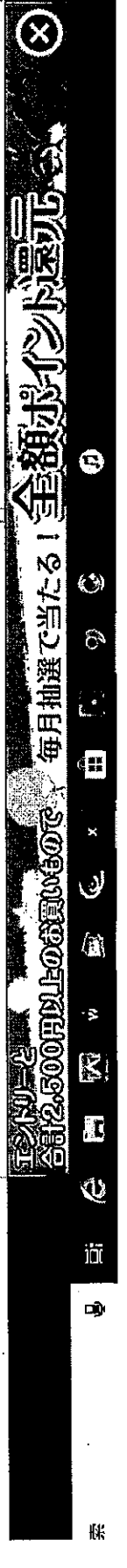
合計金額 (リボ払い除く): ¥ 344,540

内訳

- 本人様利用分
- 家族カード会員様利用分

明細に関する注意事項

- ご利用覚えの無い請求に関して ☞
- ご利用明細の表示に関して ☞
- キャンセルに関して ☞
- リボ払い・分割払い・ボーナス払いに関して ☞
- キャッシングに関して ☞



ご利用明細

口座管理・利用制限機能

カード 暗証番号

※ 外債のサイトへリンクします

犯罪事例とトレンド(傾向)

楽天銀行のセキュリティTOP

この申込、振込などの取引をする場合に必要です。そのためボタンがあります。

ログイン

ボタンのデザインはページにより異なる場合があります

https://fes.rakuten-bank.co.jp/MS/main/gns?COMMAND=BALANCE_INQUIRY_STA

外貨預金 預入レート >

1課 前

1-□ = 121.85円

日比 +0.01円

確認する

2019/07/13 12:24

明細を非表示にする

入金金額

入金内容	
ラケンカード サービス	-344,540円
入金金額	

入出金明細一覧へ >

あなたのセキュリティ状況

セキュリティカード発行済

レベル 中

確認する

現金プレゼントサービス

現金プレゼントサービス

利用・ログイン方法

楽天

100倍

BIG

3,500円

ATM・コンビニATMのご案内

セキュリティトップ

スマートフォン

整理番号		経費の項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
------	--	-------	---

(事業内容)

事務所借り上げ料

富山市稲荷元町2丁目7-10

サンシャイン88 210号室

上記事業に 要した経費	経費の内容	金額(円)	備 考
	家賃	45,000	月額45000円 1か月分
	《合 計》	45,000	

《領収書貼付枠》(原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

事務所家賃
引落し明細



年月日	摘要	お支払い金額	お振込み金額	差し引き残高
1				
2				
3				
4				
5				
6	31-04-02 家賃	*49,840		
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

事務所家賃引落し明細書
 事務所家賃引落し明細書
 事務所家賃引落し明細書
 事務所家賃引落し明細書

請求書

平成 31年 3月 26日

サンシャイン88 210号室
笠井 和広 様

〒930-0048 富山市白銀町3番2号
株式会社マシオンセンター
TEL 076-491-3939
(夜間・緊急) 491-5572

【31/04月度】

前月請求額
45,608

前月入金額
45,608

今回請求額
49,840

合計請求額
¥49,840

【今回請求内訳】

家賃
45,000

共益費

町内費
500

水道代
4,232

口振手数料
108

【ご連絡】

弊社からの口座振替日は毎月2日です。保証会社から引落される方は各会社の指定の振替日までにご準備下さい。家賃等は滞納しないようお願い致します。ゴミは可燃物/不燃物に分けて指定日時に出して下さい。犬猫等の動物の飼育は禁止します。

上記の通り請求申し上げます。ご査収の上、月末迄に指定銀行口座へご入金頂けますようお願い致します
尚、明細は20日時点の調査結果です。行き違いがあった場合は、ご了承願います。

《振込先口座》

北陸銀行 稲荷町出張所
(普通)4067610 マシオンセンター

住宅賃貸借契約書

(①から④までの内容は別紙による)

賃貸人① (以下甲) と賃借人② (以下乙) との間に次のとおり住宅の賃貸借契約

第1条 (住宅の表示等) 甲は次に掲げる甲所有の住宅を乙に賃貸借する。〔所在地〕

第2条 (契約期間及び契約更新) 本契約の期間は⑥までとする。

2. 契約期間満了日の1ヶ月前以内に契約更新を行い、乙は更新料及び事務費として月額の1/2を管理費に支払う事。持参・送金にて支払う事を承諾しました。但し第3条及び第4条家賃等の金額についての条件は別紙による。

第3条 (家賃等の支払) 家賃は月額⑥円、共益費は月額⑥円、水道料及び

ガス・電話料がメーターによる場合は、毎月20日頃に検針し各一般家庭料金表等により毎月請求する。

2. 駐車料金は月額1台⑥円(消費税含む)と定め家賃と共に支払う事。降雪時の除雪は乙が行う事。

また、降雪時は除雪・融雪費用として甲は実費を追徴する事が出来る。

3. 乙は家賃等を毎月末日までに翌月分を下記の甲の口座へ振り込む事。自動引落しの場合は甲の指示に従う事。

振込料・自動引落料は乙の負担とする。(振込銀行⑦)

4. 賃貸借の開始日が月の中途のときは日割計算とする。又終了日が月の中途であっても1ヶ月とし計算する。

5. 乙は家賃等を滞納したときは100円につき日歩4銭の割合による遅延損害金を滞納賃料と同時に支払う。

第4条 (敷金) 乙は敷金として金③円を甲に差入れる。敷金には利息を付けない。

2. 第6条により家賃が増額された時は、甲は家賃の増額分に見合う相当額まで敷金を増額する事ができる。

3. 本契約が終了して、乙が賃貸借物件の明渡しを完了した月から20日以後に返還する。

但し、乙が本契約に基づき甲に対して債務を負担する場合は、甲は任意に乙の債務の弁済に充当することができる。

契約期間中に乙は敷金をもって家賃その他本契約上の乙の債務の弁済に充当できない。

4. 乙は敷金返還請求権の全部又は一部を他人に譲渡し、又担保に供してはならない。

5. 敷金返還に伴う振込み手数料は、乙の負担とする。

第5条 (諸料金の負担) 貸室内の電気、ガス、水道、町内会費、電話代等の使用料その他の諸費用は乙の負担とし、諸費用は甲の要求があれば家賃と同時に甲に振込み、甲が代わって支払うこととする。

第6条 (家賃等の改訂) 賃料等は、諸物価、公租公課の増額等により2年経過以降、甲乙協議の上、改定する。

第7条 (注意義務) 乙は住宅及び共同使用施設を公序良俗の原則のもとに注意し、善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

2. 甲が乙に貸与した鍵は、乙は善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受け、その費用は乙が負担することとする。

第8条 (目的外使用、転貸等の禁止) 乙は住宅の全部または一部につき、これを居住以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

第9条 (修理等の費用の負担) 次の各号に掲げる修理等に要する費用は、乙の負担とする。

一 畳、建具類その他住宅内部の付属器具類の表替え張替え取替え小修理清掃電球蛍光灯等。

二 その他住宅の使用上生じた費用(共益部を除く)で、通常賃借人の負担とされるもの。

賃貸借契約後に壁クロス・じゅうたん・カーペットの張替え、畳表替え等の乙の要求によるもの。

第10条 (承諾事項) 乙は甲の承諾を受けないで、次の各号に該当する行為をしてはならない。

一 親族以外の者を同居させること。二 住宅の様態替えその他工作を加えること。三 犬・猫等の動物を飼育すること。

四 出入口の鍵の追加設置、交換、複製の作成。五 階段・廊下等共有部分への物品の設置や看板・ポスターの広告物の掲示。

第11条 (通知事項) 乙は下記に該当する場合には直ちに甲に通知しなければならない。

一 乙および乙の同居人全員が引続き7日以上留守にするとき。二 新たに親族を同居させるとき。

三 乙の氏名、または連帯保証人の氏名、もしくは住所に変更があったとき。

四 連帯保証人が死亡、もしくは乙、もしくは連帯保証人が破産等の申立を受けたとき。

五 住宅または共同施設等が損傷し、または損傷するおそれが生じたとき

六 乙が死亡した場合には、乙の相続人は直ちに甲に通知しなければならない。

第12条 (損害賠償・事故) 乙(その家族、使用人、訪問者を含む)の故意または過失による賃貸借物件に損傷故障、その他の損害を与えたときは、乙は遅滞なくその旨甲に連絡し、甲より請求あり次第直ちに甲の蒙った損害の一切を賠償しなければならない。

2. 天災地変、火災、盗難その他当事者の責に帰すべきでない理由によって蒙った甲または乙の損害に対しては、各相手はその責を負わないものとする。

3. 甲は建物内部共用部分、駐車場の事故、ケガ等は一切賠償及び保証は致しません。

第13条 (住宅への立入) 甲又は甲の指定する管理人は建物管理上必要あるとき、家賃を1ヶ月以上滞納した時は賃貸借物件に立入り適宜の措置をとることができる。

第14条 (契約の消滅) 天災地変、火災その他甲の責に帰すべきでない理由により賃貸借物件を通常の用に供することができなくなったときは本契約は当然に消滅する。

第15条 (契約の解除) 甲は乙が次の各号に該当し又は賃貸借契約事項に違反した時は本契約を解除とする。

- 一 甲の承諾を受けずに契約開始日に入居しないこと。
 - 二 第3条に定める家賃等を1ヶ月以上所定期日までに支払わなかったとき、または第5条所定の諸料金の支払いを1ヶ月以上滞納したとき。
 - 三 乙が危険、不潔、近隣の迷惑となる行為や乙の行為が共同生活の秩序を乱すと甲が認めたとき。
 - 四 乙及び同居人が刑事事件等で逮捕されたとき。
 - 五 その他乙が本契約の諸条項に違反したとき。
 - 六 本物件に居住後暴力団関係者、覚醒剤関係者等の出入りがあり、近隣より苦情の発生を生じた場合は甲は乙に対して一方的に本契約を解除することが出来る。尚この場合乙は直ちに本物件を引き払い退去し、如何なる名目を持ってするを問わず甲に対して一切金品等の請求をしないものとする。
2. 前項の規定により甲が本契約を解除したことにより乙が損害を蒙ることがあっても、その賠償の責めを負わない。又甲及び甲の管理会社が契約解除の通知を出した翌日に乙の部屋の電気・ガス・水道を止め鍵を替え入居できなくする事を乙は承諾した。

第16条 (予告解除) 乙が本契約を解除するときは、退去月の前月までにその旨甲に予告しなければならない。

乙の予告期間がその条件に満たない時は、乙は違約金として1ヶ月分の家賃を甲に支払う事。

2. 乙が本契約締結後6ヶ月以内に契約を解除する時は1ヶ月分の家賃を甲に支払う事。尚、契約時にフリーレントサービスを受けた場合は、本契約締結後12ヶ月以内に契約を解除する時はフリーレント適応金額も甲に支払う事とする。
3. 賃貸借期間満了による退去も解除と同等とする。

第17条 (住宅からの退去等) 本契約が終了するときは、乙は賃貸借物件を原状に回復の上、期限までに退去しなければならない。また第15条による契約解除のときは、即日退去するものとする。

いずれの場合も、乙は立退料その他名目の如何を問わず金銭その他を請求しない。

2. 乙は退去する10日前までに甲に申し出て、住宅の検査を受けなければならない。
3. 乙は前項の規定により検査を受けるときに、第5条に規定する諸料金の領収書を甲に提示する事。
4. 期限終了後においても住宅から退去しないときは、乙は終了の翌日から退去する日までの家賃相当額の倍額を損害金として、甲に支払わなければならない。
5. 乙が退去後に賃貸借物件内の残置した物は、甲に任意にこれを処分することが出来る。
6. 退去する際、乙は甲に清掃代として⑩円を支払う事。1年以上入居の際、諸物価の変動にともない金額が変更される場合があります。尚、金額の記載がない場合は実費を甲に支払う事。
7. 乙は次の入居者が決まっている時等により損害が他に及ぶ場合は、その損害金の全額を支払う事。
8. 当マンションにおいて退去時、修繕・張替え等特別償却費として⑪円(⑩に金額に記入がある場合のみ)支払う事。乙の故意・過失により発生する費用は別途甲に支払う事。
9. 喫煙による壁・天井・床等の張替え及び、故意による破損にかかる修繕費は全額乙が負担する。

第18条 (意思表示の通知先) 本契約により基づき甲が乙に対してなす意思表示は乙の住居へ電話、又は書面を交付して行う。尚不在等により乙が書面を受取ることが出来ない場合には、甲は当該書面を乙の申出場所に書留郵便をもって送付することとし、その書留郵便が通常到着すべきときに乙に到達したものとみなす。

第19条 (無断駐車) 甲が行う他人の駐車場に無断駐車した乙の車の撤去を乙は承諾し、費用は乙が支払う事。

第20条 (連帯保証人) 連帯保証人は乙と連帯して本契約に基づく一切の責めを負う。

2. 連帯保証人は、乙と連帯して自動更新、更新契約にかかわらず、本契約が存在する限り、本契約から生ずる乙の一切の責めを負担しなければならない。
3. 乙は甲から連帯保証人の追加又は変更の指示を受けた場合には、遅滞なく必要な手続きを執らなければならない。

第21条 (身元引受人) 乙及び同居者の身元引受人は連帯保証人が兼ねる事とする。

第22条 (法人契約) 乙が法人の場合、入居者は、役員、従業員及びその家族に限定するものとし、甲に届出る事とする。

2. 入居者に変更が生じる場合は、事前に乙は甲に通知するものとする。

第23条 (保険の加入) 乙は必ず、管理会社指定の家財保険に加入し、規定の料金⑬円を支払う事。2年経過後は自動継続し保険料は必ず支払う事。持参・送金にて支払う事を承諾しました。

第24条 (管轄裁判所) 甲、乙、及び連帯保証人は、本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、甲の住所所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とすることに合意する。

第25条 (反社会的勢力ではないことの確約) 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会勢力ではないこと
- 三 反社会勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第26条 (特約条項) ⑭

住宅賃貸借契約書（契約内容明細）

①	賃貸人（甲）	(株)竹勘		
②	賃借人（乙）	笠井 和広		
③	住宅の所在地	〒930-0010 富山市稲荷元町2-7-10		
④	住宅の表示	サンシャイン88 鉄筋コンクリート造 7階・4階建 210号室		
⑤	契約期間	平成 30年 11月 16日 より 平成 32年 11月 16日 まで		
⑥	家賃等（月額）	家賃	45,000円	
		共益費		
		町内費	500円	
		水道代	メーターによる	
		口振手数料	108円	
⑦	振込み銀行	[REDACTED]		
⑧	敷金			
⑨	UBカーテン代			
⑩	清掃代	32,400円		
⑪	特別償却費			
⑫	更新手数料	22,500円		
⑬	入居者相互会費	住宅総合保険料	15,000円	
⑭	特約事項			

平成 30年 9月 5日

賃貸人（甲） 〒939-8212 富山市掛尾町256-1
 (株)竹勘
 代理人 〒930-0048 富山市白銀町3番2号
 株式会社マンションセンター 代表取締役 林 勇一
 免許番号富山県知事(8)第1743号

賃借人（乙） 住所 富山市大塚一区南部215-3
 氏名 笠井 和広

乙の連帯保証人 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]

仲介業者

〒930-0048 富山市白銀町3番2号
 株式会社マンションセンター
 代表取締役 林 勇一
 免許番号富山県知事(8)第1743号
 取引主任者 [REDACTED]

重要事項説明書（賃貸借用）

平成 30年 9月 5日

笠井 和広 殿

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次の通り説明します。
この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

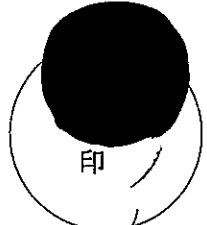
免許番号 国土交通大臣・富山県知事 (8) 第1743号
 事務所所在地 〒930-0048 富山市白銀町3番2号
 商号(名称) 株式会社マンションセンター
 代表者氏名 代表取締役 林 勇一
 取引主任者氏名 XXXXXXXXXX
 登録番号 第 XXXX 号

物件	所在地 種 類 名 称 交 通	〒930-0010 富山市稲荷元町2-7-10 鉄筋コンクリート造 7階・4階建 サンシャイン88 210号室 (49.00㎡) 地鉄線 稲荷元町駅 徒歩 約3分			
貸主	住所 氏 名	〒939-8212 富山市掛尾町256-1 (株)竹勘		TEL 076-495-2505	
供託所等に関する説明					
宅地建物取引保証協会の名称および住所		社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号			
所属地方本部の名称及び所在地		社団法人 全国宅地建物取引業保証協会富山支部 富山市元町2丁目3番11号			
弁済業務保証金の供託所及びその所在地		東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号			
条 件	家賃 月額 45,000円 共益費 月額 町内費 月額 500円 水道代 月額 口振手数料 月額 45,000円 500円 メーターによる 108円	設 備	ガス 天然ガス(専用メーター) 水道 公共上水道 メーター・B棟定額 電気 専用メーター 台 所 専用 トイレ 水洗 公共下水道 浴室 浴槽有り 排水 有り 公共下水道 電話 配管のみ E V 有り 冷暖房 有り 駐車場 駐車場総台数 64	住居以外の使用禁止/動物の飼育禁止 上下水道料は毎月徴収。定額又は富山市料金表による。 抵当権の設定有り。他、別添資料参照。	
	敷金 礼金 仲介料(税込) 48,600円 住宅総合保険料 15,000円		契約期間 24ヶ月		
	報酬額		(契約時) 家賃の1ヶ月分 (更新時) 家賃の1ヶ月分の半額		
	管理の委託				
氏名(商号又は名称) 住所(主たる事業所の住所)	株式会社マンションセンター 〒930-0048 富山市白銀町3番2号 TEL 076-491-3939				
契約の解除に関する事項 備考	契約を解除する時は1ヶ月前に(株)マンションセンターに連絡のこと 解除違約の時は1ヵ月分の賃料を支払うこと				

社団法人 富山県宅地建物取引業協会

以上の重要事項について説明をうけ、重要事項説明書を受領しました。

住所 (富山市白銀町3番2号) 富山市稲荷元町2-7-10
 サニタリー 210号
 氏名 笠井和広



別添

重要事項説明書（賃貸借用）におけるアスベスト(石綿)使用調査結果の記録および耐震診断の記録等については、以下の通りとします。

1.アスベスト(石綿)使用調査結果の記録の有無

無し

本物件について、アスベスト(石綿)使用の有無に関する調査結果の記録が保存されているか貸主に照会致しましたが、そのような記録は保存されていないとの事でした。

2.耐震診断の記録の有無

無し

本物件について、耐震診断に関する記録が保存されているか貸主に照会致しましたが、そのような記録は保存されていないとの事でした。

昭和 56 年の建築基準法改定後に建築された建物の場合は本項目は説明対象外。

共用部分

3.当該建物が土砂災害警戒区域内にあるか否か

当該建物は土砂災害警戒区域外にあります。

共用部分

4.当該建物が造成宅地防災区域内にあるか否か

当該物件は造成宅地防災区域外にあります。

5.当該建物が津波災害警戒区域内か否か

津波災害警戒区域外にあります。

6.登記簿に記載された事項についての補足説明

短期賃貸借制度の廃止（改正民法の平成 16 年 4 月施行）に伴うものです。

既に（根）抵当権が設定されている場合で、該当（根）抵当権の基づく不動産競売がなされたときは、買受人は賃貸借契約及び敷金を引き継ぎません。また、競売による所有権移転後は買受人に賃料相当額を支払った上で 6 ヶ月以内に本物件から退去しなくてはならない場合もありますので、予めご承知おきください。

以上
(株)マンションセンター
富山市白銀町 3 番 2 号

賃貸住宅の共同生活に関する規約

(前文)この規約は、賃貸住宅の賃借人が必ず遵守しなければならない共同生活の基本的ルールを定めたものです。

第1条 (賃借部分の善管注意)

賃借人は賃借部分の善管注意に関して、特に以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1) 通風等を行い、室内に結露やカビが発生しないよう注意する事。
- (2) 水回りの管理に注意し、階下への水漏れがないようにする事。
- (3) 推薦トイレ及び流し台等は、排水管にものを詰まらせないよう注意する事。
- (4) 電気、ガスの取扱については、事故の発生しないようにする事。
- (5) 日常使用する物以外で、危険物といわれるものは持ち込まない事。

第2条 (一般的遵守事項)

- (1) テレビ、オーディオ、その他楽器類の音量は、周囲に迷惑がかからない程度におさえる事。
- (2) ドアの開閉は静かに行う事。
- (3) 階上に住居する者は、物やゴミ屑等を下へ落とさないよう十分注意する事。
- (4) 悪臭を放って、近隣に迷惑をかける事。
- (5) ペットの飼育をしない事。

第3条 (駐車場)

- (1) 契約駐車場の場合、空いていても他の車を駐車してはなりません。
- (2) 入居者は、自転車、バイク及び自動車等を路上駐車しない事。入居者の知人の車の場合も、入居者が責任をもって、注意する事。
- (3) 自動車、バイクの空ぶかしはしない事。

第4条 (共用部分)

- (1) バルコニーでの水の使用は、階下に水漏れが生じる為、十分注意する事。
- (2) 隣に続いているバルコニーの場合は、火災発生時の避難の為、隣との仕切り板の付近に物を集積しない事。
- (3) エレベーター内で、物を散らかしたり、落書きやつばを吐く及び汚物等で、汚さない事。
- (4) 共用部分を不法占拠したり、私物を置いたりしない事。

第5条 (ゴミ処理、清掃)

- (1) 共用部分は、常に清潔にする事。
- (2) ゴミはゴミ袋 (指定) に入れ、必ず指定日に所定のゴミ集積所に出す事。
- (3) ガラス、空缶等の燃えないゴミや危険物等の廃棄物は、指定日に所定の場所に危険のないように処理する事。
- (4) 転入転出時等に大量の廃棄物がある場合は、自己の責任において他に迷惑をかけるないように処理する事。

第6条 (防火対策)

- (1) 自然発火、引火爆発の恐れのあるものは、建物内に持ち込まない事。
- (2) 階段、消火栓、消火器、避難器具の付近には、絶対に物を置かない事。

第7条 (その他の禁止事項)

- (1) 建物及び敷地内にチラシ等を提示する一切の行為。
- (2) 電気、ガス、給排水等の設備の許容量に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設付加又は変更する事。
- (3) 共用部分で喫煙する事。
- (4) 他の居住者及び近隣居住者に迷惑をかけた、不快の念を抱かせる行為をする事。

第8条 (管理業者からの注意)

入居者は、管理業者から共同生活上の指示や注意があった場合、すみやかに、これに従わなければなりません。

第9条 (規約違反)

以上の各条項に関し、違反の程度が著しい賃借人に対しては、本賃貸借契約を解除するものとする。

上記、内容を確認しました。

賃借人署名

伊井 美穂

以上

★解約申し入れについて

1. 解約予定日の1ヶ月前までに別紙添付の書類にて提出して下さい。
退去月の前月に提出ない場合は違約金が1ヶ月分掛かります。
2. 本契約終結後6ヶ月以内に契約を解除する時は1ヶ月分の違約金が掛かります。(第16条2項)
3. 解約日が月の途中であっても1ヶ月分の家賃が掛かります。
(日割りは出来ません。)
4. 通知年月日は、解約通知書の受理日付となります。
※郵送の方は消印有効です。
5. 貴殿の解約通知により、入居募集に入ります。
6. 解約通知後の解約日の変更はできません。
7. 万が一、解約日が変更になった場合で、貸主又は管理者に損害が生じた際は、借主の負担となります。
8. 退去後、ゴミ・残置物等がある場合、処分費用が掛かります。
9. 電話の移転手続き・郵便等、移転通知を提出して下さい。
10. 公共料金の停止手続きをして下さい。
(電気・ガス・水道等、借主にてお願いします。)
(※家賃に水道料金が含まれている場合は、水道の手続きは不要。)
(※ポルタ上袋の入居者は下水道のみ停止して下さい。)

以上、承諾しました。

借借人氏名

笠井和志

印

整理番号	経費の項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
(事業内容) 事務所電気料			
上記事業に 要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	電気料金	9,707	
		《合計》	9,707
《領収書貼付枠》(原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

電気料金等領収のお知らせ

日頃は格別のお引立てをいただきまことにありがとうございます。
 下記のとおり、電気料金等をクレジットカード支払いにより領収いたしましたのでお知らせいたします。

お客さま番号 XXXXXXXXXX
 ご契約名義 笠井 和広 様
 ご使用場所 富山市 稲荷元町2丁目7-10

19年 3月分 領収月日 4月 4日

領収額

9,707円

(内訳)

契約種別	従量電灯B			
合計額(円)	9707			
精算額(再掲)				
燃料費調整額(再掲)	394			
延利・精算				
再エネ発電調整金(再掲)	1070			
消費税等相当額(再掲)	719			
ご使用量 kWh	369			
ご使用量1				
ご使用量2				
ご使用量3				
ご契約kW(A) 力率%	30			
割引額(再掲)				

2019年 4月 4日

北陸電力株式会社

整理番号	経費の項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
(事業内容) <p style="text-align: center;">通信費</p> <p style="text-align: center;">携帯電話 XXXXXXXXXX</p>			
上記事業に 要した経費	経費の内容	金額 (円)	備 考
	通信費	4,321	8642円 50%按分
	《合 計》	4,321	
《領収書貼付枠》(原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

お客様の請求締日は毎月20日になります。

お客様ご契約数 1件 発行日 2019年

1日


内訳金額 (円)	税区分
手数料	200
請求書発行手数料	200
契約印画	4,200
基本料	1,500
通話定額基本料	5,000
通話料	0
SMS料	0
データ通信料	0
その他	0
合計	11,525
消費税	1,677
合計	13,202

本サービスは、日本郵政株式会社(以下「当社」といいます)が提供しております。本サービスの利用にあたっては、当社が定める利用規約(以下「規約」といいます)を必ずご一読ください。また、本サービスの利用にあたっては、別途料金がかかる場合があります。詳しくは、当社ウェブサイト(www.post.jp)をご覧ください。

Rakuten Card
楽天e-NAVI

安心サービス | 海外ご利用ガイド | よくあるご質問 | カードの盗難/紛失 | 前回のログイン | 2019年6月06日 11時16分 | ログアウト

前月 | 2019年05月分 | 次月 | ほかの月の明細を見る



笹井 和広さん

XXXX - XXXX - XXXX - XXXX

現在のご利用可能額 **円**

増枠する

お支払い金額 | この明細の見方 | アプリならラクラク明細確認

確定	327,059 円	お支払い日	2019年05月27日
備考 調整額 (キャンセル等)	0 円	お支払い 口座	円座を変更する
ポイント支払い額	0 円相当	ご注意	[楽天カード会員様限定] 翌月
返金額	0 円		

お支払いサポート

05月分の金額変更は締め切りました

リボ払い、分割払いは06月分からご利用可能です

「あとからリボ払い」お試し！もれなく1,000ポイントプレゼント (期間限定ポイント)

楽天市場で20,000円以上 楽天カードをご利用の方

ポイント2倍

[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
2019/04/05	ソフトバンクM(03がツ)	本人*	1回払い	¥12,216
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

3 8 20

楽天市場でZUJUUU以上
楽天カードをご利用の方

楽天カードのご利用分が 楽天e-NAVI



笠井 和広 様の口座 支店 口座番号 ログアウト

Rakuten 楽天銀行

商品・サービス一覧 登録情報の変更 困ったときは

入金・振込 貯める・増やす 備える 借りる 楽しむ

- My Account
- 振込 支払
- 海外送金
- カード ATM
- 円預金
- 外貨 FX
- 投資 証券
- マネー サポート 資産管理ツール
- 保険
- カードローン
- 住宅ローン
- 宝くじ
- BIG toto
- 公営競技
- キャンセル

口座情報 | 入出金明細 | ハッピープログラム | 入金方法 | 電子メモ | 提携サービス | セキュリティ

[トップ \(MyAccount\)](#) > [入出金明細](#)

入出金明細

現金 6倍! ※ポイントリレー (楽天ID除く)

6月度限定

FX取引プログラム強化期間

※FX還元率

最新の入出金明細 (最大50件・24ヶ月以内)

→ マネーサポートで他行・他社のお取引も確認する
→ [かんたん振込 \(メルマネ\)](#) の振込確認はこちら

取引日	入出金内容	入出金 (円)	残高 (円)
2019/05/27	楽天カード サービス	-327,059	

整理番号		経費の項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
------	--	-------	---

(事業内容)

車輛リース料

上記事業に 要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	リース料	12,636	月額25272円×50%=12636
《合計》	12,636		

《領収書貼付枠》(原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

普通預金(兼お借入明細)

2

※取引残高欄に「印」印字されたものは振替取引です。

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	取引残高
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24	D 1- 5- 7		25,272	あり

1. 普通預金ご入金のとちは振替取引に振替、他種、印字、お支払可能科目を
印字します。但し、お支払可能科目は振替取引により振り込み。詳細は各
口座説明書をご覧ください。
2. 振替取引「*AD*」 「*D*」 「*D*」 「*D*」

郵便はがき



お支払計算書

平成30年12月10日
毎月の利用に付きましてありますが、今月のご利用額は、本月の支払請求額とは異なります。

お名前 笠井 和広 様
お電話番号 [REDACTED]

ご利用日	30	5	10	ワエルカムオート	OAL/ワオリス/H27	回数	23	ご利用額	606528	会員手数料	0
------	----	---	----	----------	--------------	----	----	------	--------	-------	---

お支払金額	0	0	0	0	606528 円
お支払日 毎月 27日					

Webでもご利用明細が確認できます。お客様のeオrico版IDは、
[REDACTED] です。
eオricoサービスへは、オricoWebサイト www.orico.co.jpから

消費税のご案内
1. 2回払い(2回払いでも頭金を支払っている場合は除く)をご利用のお客さまへ...請求の分割払い手数料の欄に金額の記載がある場合は、その金額に消費税が含まれています。
* 滞りご利用の方は除かれます。
・ リース(保証方式)をご利用のお客さまへ...毎月のご請求金額には、消費税が含まれています。

支払年月日	請求金額	支払金額	残高	支払手数料	利息	返済回数	返済額	返済済回数	返済済総額	返済済残高
130727	50544	50544	0	0	0	1	50544	1	50544	252720
230827	25272	25272	0	0	0	2	25272	2	100800	227448
330927	25272	25272	0	0	0	3	25272	3	151072	202176
4301029	25272	25272	0	0	0	4	25272	4	176344	176904
5301127	25272	25272	0	0	0	5	25272	5	201616	151632
6301227	25272	25272	0	0	0	6	25272	6	226888	126360
731128	25272	25272	0	0	0	7	25272	7	252160	101088
8311227	25272	25272	0	0	0	8	25272	8	277432	75816
9311327	25272	25272	0	0	0	9	25272	9	303004	50544
10311430	25272	25272	0	0	0	10	25272	10	328576	25272
11311527	25272	25272	0	0	0	11	25272	11	354148	0
12311627	25272	25272	0	0	0	12	25272	12	379720	0

裏面もごさいませので、必ずご覧ください。

お支払明細が手帳の都合により変更となっている場合がございます。必ずご確認ください。
* お引き落とし金額のご請求について...表記ご利用以外に当社クレジットで同一口座の引き落としがある場合、請求は合算された金額とさせていただきます。

自動車リース契約書並びに保証委託契約書・オリコカード入金申込書

契約番号: H305A770
 契約成立時: 2018年5月10日
 申込者ご記入欄: 30日

契約者: 笠井 和広
 住所: 富山県富山市大泉1区南部215-3
 TEL: 076-491-4444

保証人: 笠井 和広
 住所: 富山県富山市大泉1区南部215-3
 TEL: 076-491-4444

オリコカード申込書
 申込者: 笠井 和広
 住所: 富山県富山市大泉1区南部215-3
 TEL: 076-491-4444

借受人 (甲)

お名前 (自筆): 笠井 和広
 生年月日: 昭和36年11月23日 (38歳) 性別: 男・女
 ご住所: 富山県富山市大泉1区南部215-3
 勤務先: 富山県富山市大泉1区南部215-3

お勤め先

勤務先: 富山県富山市大泉1区南部215-3
 職種: 自営
 勤務期間: 1. 小売 2. サービス 3. 飲食
 4. 建築・工事 5. 不動産 6. 金融
 7. 物流 8. 製造 9. 社会 10. 接客・検校
 11. 医療機関 12. その他

先

職業: 自営
 収入: 月 万円
 今年度の年間収入: 約 万円
 今年度の年間支出: 約 万円
 今年度の年間貯蓄: 約 万円

連帯保証人

お名前 (自筆): 笠井 和広
 生年月日: 昭和36年11月23日 (38歳) 性別: 男・女
 住所: 富山県富山市大泉1区南部215-3
 勤務先: 富山県富山市大泉1区南部215-3

お勤め先

勤務先: 富山県富山市大泉1区南部215-3
 職種: 自営
 勤務期間: 1. 小売 2. サービス 3. 飲食
 4. 建築・工事 5. 不動産 6. 金融
 7. 物流 8. 製造 9. 社会 10. 接客・検校
 11. 医療機関 12. その他

ご住所

世帯状況: 世帯人数: 2人
 配偶者: あり
 世帯人数: 2人

お名前 (自筆): 笠井 和広
 生年月日: 昭和36年11月23日 (38歳) 性別: 男・女
 住所: 富山県富山市大泉1区南部215-3
 勤務先: 富山県富山市大泉1区南部215-3

申し込み (UPy)

申し込み金額: 30万円
 ETCカード: 希望する
 申し込み日: 2018年5月10日

計算NO. 7093528S-A-001

申し込み日: 2018年5月10日

再リース

再リース契約書
 再リース期間: 2018年6月25日から24ヶ月
 再リース料: 23,400円/月
 再リース料: 0円/月
 再リース料: 0円/月

借受人 (甲)

お名前 (自筆): 笠井 和広
 生年月日: 昭和36年11月23日 (38歳) 性別: 男・女
 ご住所: 富山県富山市大泉1区南部215-3
 勤務先: 富山県富山市大泉1区南部215-3

お勤め先

勤務先: 富山県富山市大泉1区南部215-3
 職種: 自営
 勤務期間: 1. 小売 2. サービス 3. 飲食
 4. 建築・工事 5. 不動産 6. 金融
 7. 物流 8. 製造 9. 社会 10. 接客・検校
 11. 医療機関 12. その他

先

職業: 自営
 収入: 月 万円
 今年度の年間収入: 約 万円
 今年度の年間支出: 約 万円
 今年度の年間貯蓄: 約 万円

連帯保証人

お名前 (自筆): 笠井 和広
 生年月日: 昭和36年11月23日 (38歳) 性別: 男・女
 住所: 富山県富山市大泉1区南部215-3
 勤務先: 富山県富山市大泉1区南部215-3

お勤め先

勤務先: 富山県富山市大泉1区南部215-3
 職種: 自営
 勤務期間: 1. 小売 2. サービス 3. 飲食
 4. 建築・工事 5. 不動産 6. 金融
 7. 物流 8. 製造 9. 社会 10. 接客・検校
 11. 医療機関 12. その他

ご住所

世帯状況: 世帯人数: 2人
 配偶者: あり
 世帯人数: 2人

申し込み (UPy)

申し込み金額: 30万円
 ETCカード: 希望する
 申し込み日: 2018年5月10日

計算NO. 7093528S-A-001

申し込み日: 2018年5月10日

整理番号		経費の項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
------	--	-------	---

(事業内容)

通信サーバー・ホームページ管理使用料

上記事業に 要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	通信サーバー・ホームページ	10,000	月額料金2万円 50%按分
	管理使用料		
	《合計》	10,000	

《領収書貼付枠》(原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領収書

2019年4月25日

笠井和広 様

金 20,000 円

ホームページ・サーバー・パソコンメンテナンス費用として



富山市西公文名町12-2
株式会社 ハローモト

整理番号	経費の項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
(事業内容) <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">人件費</div> <div style="text-align: center; margin-top: 50px;">〇</div>			
上記事業に 要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	給料	170,000	月額340000円 50%按分
		《合計》	170,000
《領収書貼付枠》(原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

領收証

盛井和広

様 No.




340,000

4月分給料E62

2019年4月25日

収入印紙

現金	/
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

雇用契約書

笠井和広を甲、[REDACTED]を乙として下記のとおり雇用契約（労働契約）を締結した。

記

乙の雇用期間及び就業場所は次のとおりとする。

- 1、雇用期間：平成30年6月12日より平成31年4月30日まで
- 2、就業場所：富山市稲荷元町2丁目7-10 笠井和広事務所及び県議会県民クラブ控室
- 3、業務内容：政務調査・行政対応・事務所業務全般および接客対応

乙の勤務時間は次のとおりとする。

- 1、勤務時間：10時から20時までの8時間フレックスタイムとする
- 2、休憩：就業時間内において適宜取得する
- 3、休日は原則土曜日、日曜日とし、甲の業務上必要がある場合は休日及び勤務時間の変更を求めることとする

甲により乙に支払う賃金は、次のように定める。

- 1、支給額：月額340,000円とし業務形態の性格上、時間外手当等は支給しない
- 2、支給日：毎月25日に銀行振り込みにて支払う

以上

補足条項

- 1、乙が業務内で知り得た情報及び機密保持に関し、甲はその管理責任を自覚して従事する
- 2、本契約期間内に故意または重大な過失により甲に損害を与えた場合には賠償の責任を負うものとする
- 3、その他、本契約に定めなき事項については、甲乙双方において都度協議して決定する
- 4、本契約の成立を証するため本契約書2通を作成し、甲乙双方が1部ずつ保有する

平成30年6月11日

【甲】 富山市大泉1区南部215-3

笠井和広

【乙】 [REDACTED]

[REDACTED]

